

平成 28 年 1 月 16 日

(お 知 ら せ)

指定廃棄物の処理方針に関する報道について

本年 1 月 15 日・16 日、政府は、5 県に 1 カ所ずつ指定廃棄物の長期管理施設を設置することを断念し、分散保管を継続する方針を固めたとの趣旨の報道が一部ありましたが、そのような事実はありません。

ご理解いただいている各地域の方々へ無用の混乱をもたらしたことについて、遺憾に思います。

環境省としては、指定廃棄物の保管状況が逼迫している 5 県（宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県）については、災害等に備えた長期にわたる管理を確実なものとするため、各県 1 カ所に集約して管理するとの方針に変わりはありません。地元のご理解が得られるよう、引き続き丁寧な説明に努めていく所存です。

<問い合わせ先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
指定廃棄物対策担当参事官室

計画官： 熊倉 基之

補 佐： 山崎 寿之

TEL（直通）：03-5521-8830

（携帯）：090-4752-5027